

祐善寺だより

第15号

発行日

2005年10月15日

真宗大谷派 祐善寺 住職/岡崎 賢 福井県丹生郡越前町上糸生・森 TEL 0778-34-5170 FAX 0778-34-5170



かねもできました
家もできました
時間のゆとりも
できました
さてこれからは
人間らしい
生き方をと
自分自身を
ふりかえる頃は
たいいてい
墓場の中だ

相田みつを

見えない根たちの願いがこもって

住職 岡崎 賢

私は、ご門徒さんの家庭でのご法事の際、読経のあとの法話で、数年前よりいづも必ず、一つの詩を紹介しています。

その詩とは、仏教詩人と言われている坂村真民さんの次の詩です。

見えない根たちの
願いがこもって
あのような
美しい花となるのだ

私は、この詩を口にするたびに、私共は、日常生活の中で大事なことを忘れて、罪深い暮らしをしているんだなあ、と感じます。なぜなら、私共は、花を見るときに、土の下に張っている根っここのことをすっかり忘れてしまっているのではないかと……。

根っこは、我々の眼に見えない土の下で、夏はあの猛暑の中で、いっばいの養分を蓄え、時期が来れば芽を出し、つぼみをつけて、美しい花を咲かせてくれるのです。このような道理は、小学生で

も理科で習って知っていることです。しかし、どうでしょう。花を見たときに、根っここの願いに思いをはせる人がどのくらいおられるのだろうか？根っこに願われて、あの美しい花が咲くのだ。であるならば、根っここの願いは、仏様の願いに共通するものではないだろうか？と、ご法事に参詣しておられる方々に問いかけています。

私共は、目に見えない仏様に願われて、仏様に念じられてこの世を生かさせていただいているのです。花に喩えれば、根っここの働きが、私共にとっては、仏様の働きではないのでしょうか。

私は、これからも、ご法事の席をお借りして、この詩を紹介させていただき、根っここと仏様のことを問うて行きたいと思っています。



特集

報恩講

報恩講とは

「報恩講」は、浄土真宗の宗祖・親鸞聖人の御命日（十一月二十八日）を中心に行われる真宗にとって最も大切で最大の御仏事です。

報恩とは、恩に報いるということですから。親鸞聖人の佛恩に報いるための儀式、往生浄土への道を教えて下さった聖人の佛恩に報いるための法要が報恩講です。

報恩講は、今から七百年余り前の永仁二年（一二九四年）、親鸞聖人の三十三回忌に営まれたのが始まりとされています。

報恩講は、本山、真宗の末寺、ご門徒さんのご家庭で、それぞれ営まれます。本山で営まれる報恩講は御正忌報恩講（ごしようき）と呼ばれています。また、一般の寺院と各家庭で営まれる報恩講は、主に本山での報恩講より先に営まれることからお取越し（おとりこし）とも呼ばれています。

御正忌報恩講

本山での御正忌報恩講は、十一月二十一日から二十八日まで営まれます。この期間、本山の両堂（現在は御影堂

は屋根修復中にて使用していません）は、全国からの参詣者で埋め尽くされます。特筆すべきは、二十八日の御満座には、親鸞聖人が越後へ流罪に遭った時の御苦勞を偲び、坂東節というお勤めで御正忌報恩講は終わります。

寺院での報恩講

一般の寺院では、かつては、三日間から一週間の期間、報恩講の法要が営まれていました。寺院での報恩講は、住職と門・信徒が一体となってお勤めします。本堂内陣には、親鸞聖人の御生涯の「御伝絵」が掛けられます。そして、親鸞聖人のご生涯を偲びつつ、「御伝鈔」が拝読されます。各地の寺院での報恩講には、門・信徒の方々が、大勢、参詣し、宗祖親鸞聖人の御遺徳を偲びます。当寺でも、以前は本堂に泊り込んで説教を聴聞された方もたくさんおられました。今では、報恩講の期間も、どこの寺院でも一日から三日になってしまいました。

家庭での報恩講

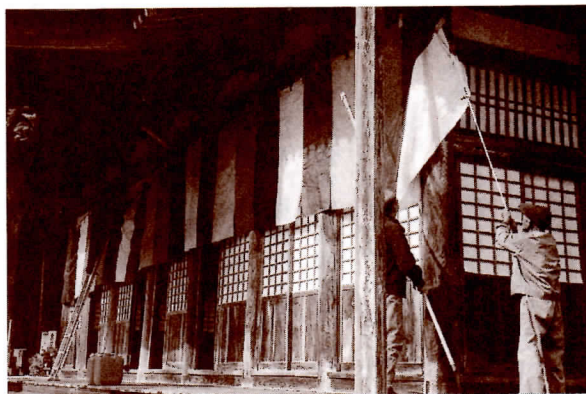
また、家庭でも報恩講が勤められます。十一月の本山での御正忌報恩講に合わせて勤められることから、この地方では、秋回りとも呼ばれています。親鸞聖人がこの世にお出ましになら

なければ、私共の今の喜びはなかったのです。そのことに気付き、その恩に報いるということの意味をご家族一同

で今一度確認していただき、報恩講をお迎えしていただきたい、と念願します。



本堂内陣の仏具磨きは報恩講当番のご門徒さんによって入念に行われる



本堂には五色幕が張られる



庫裡玄関には式台幕が張られる



報恩講当番の女性の方々によって丹精を込めて作られたお斎(とき)

本堂屋根瓦葺替事業 御懇志御礼！

今春、皆様のご賛同をいただき、先般、無事完工していただきました当寺本堂屋根瓦葺替事業には、ご門徒の皆様に変なご迷惑をおかけいたし、また、たくさんの門・信徒様に格別なるご協力をいただきましたことを、この紙面をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

皆様から賜りました御懇志は、十月一日現在、門・信徒の皆様より七十六件、三百十一万五千円をいただいております。

この事業の収支決算状況につきましては、まだ締め切っておりませんので、来春一月二日の門徒総会で決算報告をさせていただきますが、皆様からの篤い法灯護持のご懇念に対し、心より深く感謝申し上げます。

ありがとうございます。



感謝！！

猛暑下での 草刈り奉仕作業！

毎年、八月の永代経会やお盆を前に、寺周辺の土手等の草刈奉仕作業が、ご門徒さんの尊い奉仕によって実施されています。

今年も、七月三十一日(日)午前八時前より実施されました。今回は、小倉・大城野地区のご門徒さんに、役員さんや有志の方が加わってくださり、総勢十五名のご門徒さんが作業をして下さいました。

当日は、あいにく空模様が悪く、蒸し暑い上に、雨が降ったりといった悪天候の中で、伸びた草をきれいに刈って下さいました。

また、今年はハチが多く、三人の方がハチに刺され、お一人が病院へ直行する、というアクシデントもございました。本当にとんだ災難に遭われ、申し訳ございませんでした。

お陰様で、今年もまた、さっぱりした環境の中でお盆を迎えることができました。奉仕作業をしていただきました皆さんに、感謝申し上げます。

平成十七年度 同朋会報告

毎年三月から十月までの第一日曜日午前八時三十分から十時まで実施している祐善寺同朋会は、去る十月二日に実施させていただいて、本年度は終了させていただきました。

本年度は、本堂屋根瓦葺替工事や永代経会と重なったりして、三回分、中止させていただきました。結局、計五回に延べ四十一名の方が参加して下さいました。

今年度も正信偈のお勤めに始まり、御文の拝読、「法語カレンダー」の今月の言葉の話しあい、そして、「真宗の正しい理解」をシリーズで出させていただきました。

今年度の「真宗の正しい理解」で取り上げた事項は、次の通りです。

- 三月 お荘嚴の仕方
- 四月 蓮如上人御影道中
- 六月 仏事とお斎(とき)
- 九月 浄土真宗十派とは
- 十月 南無阿弥陀仏とは

毎月一回、いつもご多忙の中を、第一日曜日の朝、同朋会にご参加していただきました。

参加していただく方が、やや固定化してきたように思いますが、来年度もまた同朋会を継続して勤めさせていただきます。と願っております。

来年度の同朋会では、親鸞聖人のご生涯を、つまり、親鸞聖人が一生を賭けて真宗をお開きになられたその足取りを、参加された皆様と一緒にじっくりと学んでいくことも、是非やっていきたいと考えています。

来年度は、工夫をしながら、更に充実した同朋会になるよう努めていきたいと思っております。

勿論、当寺同朋会は、どなたでもご参加は自由です。一回だけのご参加でも結構です。都合の良い時だけのご参加でも一向に構いません。祐善寺のご門徒さんでなくても、勿論、ご参加大歓迎です。

皆様、来年度は是非、同朋会にご参加下さい。来年度の開始は、平成十八年三月五日(日)午前八時三十分(十時までの)の予定です。どうか、皆様のご参加をお待ちしております。

平成17年度護持費の志納よろしくお願ひします

祐善寺を永代に亙つて護持していただくために、護持費をお願ひしておりますが、今年も次のとおりご志納下さいますようお願いいたします。

◆護持費の使途

- ・報恩講の厳修費や教化事業の実施
- ・本堂を守る火災保険や環境維持費用
- ・本山相統講、福井教区賦課金等
- ・その他

◆年額

一戸平均 一〇、〇〇〇円

◆志納方法

- ・寺へ直接志納する
- ・秋まわりや法事で任職が貴家を訪問の際に志納する
- ・地区の役員さんに志納する
- ・郵便振替口座
(〇〇七七〇—九—三〇七二—)
- ・加入者(祐善寺)

◆志納期限

毎年十一月末日

へ振り込む

年忌法要を

お勤め下さい

先号でご案内させていただきましたが、平成十七年の年忌表は左記の通りです。

まだ、年忌法要をお勤めしておられない方は、貴家の過去帳をご確認の上、かけがえのない御先祖様の年忌法要を是非お勤めして下さいますようお願いいたします。

百回忌	明治三十九年没
五十回忌	昭和三十一年没
三十三回忌	昭和四十八年没
二十五回忌	昭和五十六年没
十七回忌	平成元年没
十三回忌	平成五年没
七回忌	平成十一年没
三回忌	平成十五年没
一周忌	平成十六年没

生活便利帳

①

スズメバチにご用心!!

今年はハチが多い、という話を聞きます。当寺の本堂迎拜にもスズメバチが、大きな巣を造りました。安全のため、先日業者に依頼して巣を駆除していただきました。

数日前に、テレビ番組でハチから身を守る方法が報道されていきました。スズメバチに刺されると生命の危険もありますので、テレビで教わったハチから身を守る方法とハチをペットボトルで退治する方法を、ご参考までに紹介しておきます。

■ハチから身を守る方法

まず、①ハチは黒色のものが好きなので、出来るだけ白色の服にする。ハチは頭髪も好きなので、頭には白い帽子をかぶる。また、②ハチが居る所では姿勢を低くする。③万が一、ハチに刺された時は、アンモニアを塗るといふのは誤りで、指でつねって毒を出し病院で治療を受ける。

■ハチをペットボトルで退治する方法

- 用意するもの(ペットボトル十本分)
- 酒 1,800cc
- 酢 600cc
- 砂糖 780グラム
- ペットボトル

つるつとしたもの10本

●作り方

- ① 用意したペットボトルに、カッターナイフで16ミリの四角い穴を3カ所に開けておく。
- ② 酒、酢、砂糖をボールに入れて良く混ぜる。
- ③ 混ぜ合わせた液が発酵しやすいように、腐りかけたぶどう等を入れると良い。
- ④ 混ぜ合わせた液を、ペットボトルに底から7cm位まで入れる。
- ⑤ ペットボトルに蓋をして、ひもで軒先等に吊るしておく。できるだけ日陰に吊るし、人が出入りしやすい所は避ける。



住宅軒下に吊るしたスズメバチ退治のペットボトル

第7回

御和讃講座

願以此功德

願わくは、この念仏の
大きなはたらきによつて

平等施一切

すべてのいのちに
平等にめぐまれて

同発菩提心

目覚めを求める心を一つにして

往生安楽国

阿弥陀様の浄土に生まれさせて
くださらんことを。

其の11



ご本尊とは(4)

山口県萩市に河村とし子さんという方がおられます。河村さんは兵庫県明石のご出身で、熱心なクリスチャンの家庭に生まれ育ちました。それが縁あつて、浄土真宗の熱心な家庭に嫁がれました。ご両親(義父母)は、大きなお内仏の前で、朝晩、丁寧にお勤めをしていたそうです。

キリスト教では形あるものを拝むような偶像崇拜を禁じます。偶像を拝むような宗教は程度が低いと教えられていた河村さんは、「金ピカの大きな偶像を拜んで何やらわけのわからないお唱えごとをしている気の毒な人」とご両親をみていたようです。

確かに、お内仏のご本尊に手を合わせるわけですから、偶像を崇拜しているように思われても仕方ない面もあります。しかし、後になって河村さんは、これが間違いであることに気がきます。

河村家では「人間として一番大切な

ことは、お寺へ参つて仏法を聴聞すること、仕事というものはお聴聞をした余りがけて仕事をすればいい」が家訓だったそうです。

あることがきっかけで仏法を聴聞するようになります。あるとき「今では自分で生きて、自分で求めて、自分で苦労していると思つていた私が、自分で生きているんじゃないか、人間を越えた大きな大きなおかげさまで生かされている私だった」と気付かれます。そう気付いた瞬間、念仏申していたと言われます。

念仏申すとは、これまでお話ししてきました口々に称える名号「南無阿弥陀仏」、ご本尊のことです。本当に尊いことにあうことのできた瞬間だったのでしょう。日課にしていた朝晩のお内仏でのお勤めと、欠かさなかつた仏法聴聞を通して、仏さまにあう喜びと生きる喜びを実感していかれます。決して、目の前の仏さまを偶像として拜んでいたのではありませんでした。

木像本尊も絵像本尊も名号本尊もみな、念仏を申すことを私たちに教え示しているのです。このことを念頭に置きながら、次回はご本尊の両脇に掛ける「お脇掛け」についてお話しします。

「サンガ」より

お知らせ

報恩講

十一月二日(水)

日中 午前十時より
法話一席

御齋 午前十一時半

逮夜 午後二時より
法話二席

満座 午後七時より

御伝鈔拝読
法話一席

布教 出雲路善嗣師

皆様お誘い合わせの上、ご参詣下さいますようご案内申し上げます。

参加者募集!

除夜の鐘つき

■日 時 十二月三十一日(大晦日)
午後十一時四十五分

■場 所 当寺鐘楼

■準 備 寒いので防寒着をしっかりと着込んで下さい。

行く年を惜しみ、来る年に願いを込めて、皆様も「除夜の鐘つき」に参加して下さいませんか?

当日、お待ちしております。



除夜の鐘をつきながら新年を迎えます

入門 介護保険 15

介護保険法改正の概要について①

今年六月に介護保険法が改正されました。「入門・介護保険」では、数回に亘って、大きく改正される介護保険法の概要について、説明させていただきます。

今回の改正のポイントの一つとして、予防重視型システムへの転換があげられます。

介護保険施行五年での課題として、①要支援・要介護一のいわゆる軽度者の大幅な増加。②軽度者に対するサービス提供が、結果として状態の改善につながっていない。③今後の高齢化の進展に伴う給付費増大への懸念等が上げられています。これらに対応するシステムとして、改正・介護保険法では①要介護状態の軽減、悪化防止に効果的な軽度者を対象とした新予防給付の創設があります。また②要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、効果的な介護予防事業が創設されます。つまり、介護予防事業が介護保険制度に新たに位置付けられました。

編集後記

★今年もまた報恩講の時節となりました。御先祖より脈々とお勤めされてきた報恩講。二頁で報恩講特集を組みました。報恩講のいわれや、当寺の報恩講の準備等について、簡単に写真で紹介させていただきます。宗祖親鸞聖人の仏恩に報いる真宗最大の御仏事である報恩講が、これから営まれます。我が身が今、生かされていることを喜び、心静かに報恩講をお勤めしたいものです。

★本堂にスズメバチが大きな巣を造りました。今年は、ハチの被害に遭われた、という方をよく聞きます。七月の草刈奉仕作業中にも、一人のこの門徒さんがハチに刺され病院で手当を受けてられました。本堂に申し訳ないことでした。スズメバチに刺されると死ぬこともある、と聞いて怖くなりました。また、スズメバチは田舎だけでなく、都市部にも棲んでいるようです。そのようなこともあって、スズメバチ退治の方法等についても、紹介させていただきます。

★朝夕、めっきり肌寒くなってきましたので、皆様、くれぐれも御身ご自愛下さいますように。(〇)